

豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業計画段階環境配慮書についての 知事意見

事業者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定し、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成する必要がある。

1 全般的事項

- （１）配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。
- （２）事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。

2 大気質、騒音

事業実施想定区域周辺には住宅地等が存在しており、事業の実施により大気質及び騒音による生活環境への影響が懸念される。

このため、生活環境への影響に配慮した事業計画とするとともに、事業実施想定区域及びその周辺の地形を考慮し、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

3 水質

事業実施想定区域周辺には複数の河川が存在しており、また、事業の実施に伴う排水を周辺河川へ放流する計画としていることから、事業の実施により水環境への影響が懸念される。

このため、水環境への影響に配慮した事業計画とするとともに、放流先の河川流量、排水の流量・水質を踏まえて、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

4 地盤環境、地下水の状況

土地の造成により、雨水等の地下浸透量が変化するとともに、切土工が不透水層に影響を及ぼす可能性があることから、地盤環境及び地下水の状況・利用への影響が懸念される。

このため、専門家の指導・助言を得ながら、地盤環境及び地下水の状況・利用への影響に配慮した事業計画とするとともに、地下水の流動状況を把握するための適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

5 動物、植物、生態系

- (1) 事業の実施に当たっては、できる限り外周部の既存緑地を保全する等、地域の生態系に配慮した事業計画とすること。
- (2) 動物、植物及び生態系の調査、予測及び評価に当たっては、以下の事項に留意しつつ、関係自治体の意見を聴くとともに、専門家等の指導・助言を得ながら、適切な手法を検討すること。
 - ・ 事業実施想定区域及びその周辺には重要な自然環境のまとまりの場である湿地・湿原が存在し、動物及び植物の重要な種が生息・生育している可能性
 - ・ 事業実施想定区域及びその周辺には、夜行性の鳥類が生息するとともに、渡り鳥が中継地として利用している可能性があることから、種に応じた調査の時間帯や時期
 - ・ 事業の実施に伴う排水等による事業実施想定区域及びその周辺の河川、ため池などに生息・生育又は利用する動植物及び餌資源の変化などによる生態系への影響

6 景観

事業実施想定区域周辺に主要な眺望点が存在し、施設の存在に伴う景観への影響が懸念されることから、景観への影響に配慮した事業計画とすること。

7 その他

方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。